



NEWS LETTER



NO

63

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL:086-230-1316 FAX:086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp 2023年8月発行



消費者ネットおかやま第16回総会を開催しました。

6月3日(土)第16回通常総会(会場:オルガホール)をオンライン出席を含むハイブリッドで開催し、2022年度事業報告や決算、役員選任などのすべての議案が承認可決されました。

出席状況 本人出席 29名 (会場 26名、オンライン 3名)

書面出席 33名、委任出席 14名 合計 76名 (正会員 114人の内、出席率 66.7%)



司会の萩原美江理事より開会時の出席状況と定款に基づき成立していることの報告があり、議長に正会員の宮井啓氏を選出し議事に入りました。

はじめに、河田英正理事長より、法人設立16回目の総会になること、靈感商法被害がクローズアップされ、またデジタル社会の進行による悪質商法の増加が懸念されており、被害回復訴訟が可能な特定適格消費者団体申請の具体的検討を始めたこと、などの開会挨拶がありました。岡山県県民生活部くらし安全安心課の宮原雅史課長らからメッセージをいただきました。



続いて、大賀宗夫事務局長より第1号議案から第3号議案の提案がありました。訴訟活動を中心に取り組んだこと、消費者契約法の改正、法人寄付不当勧誘防止法の施行、悪質事業者による偽定期購入契約の不当勧誘手法などは進化を続け、特定申込画面の表示ルールも厳しくなったものの罰則は緩やかで、事業者のやり得の状況が続いているとの報告がありました。差止請求活動は、事業者交渉 8 件(連絡 2 件、申入れ 5 件、事前請求 1 件)、2 事業者への訴訟を行ったこと、情報提供は年間 47 件で活動の迅速な広報が課題であることの報告がありました。特定適格消費者団体認定申請に向けて、検討チームを立ち上げ具体化を始めたこと、また、インシッパ広告表示差止請求訴訟控訴審中間報告と GRACE 不当勧誘行為差止・予防措置請求訴訟勝訴判決報告をそれぞれ行いました。議案の採決結果は、以下の通り。



第1号議案	2022年度事業報告承認の件	賛成多数で可決
第2号議案	2022年度決算承認の件	賛成多数で可決
第3号議案	役員選任の件	賛成多数で可決

2023年度 役員体制

理事長 (代表理事) 河田 英正(再任)

副理事長 (代表理事) 大賀 宗夫(再任) 副理事長 大山 知康(再任)

理事 赤澤 輝彦(再任) 河津 拓未(新任) 久戸瀬圭典(再任) 河内 恵子(新任)

萩原 美江(再任) 平田 真也(再任) 水島 敏裕(再任) 三好 英宏 (再任)

吉岡 伸一(再任)

理事・事務局長 赤澤佳世子 (再任)

監事 小田 敬美(再任) 堅田 裕之(再任) 志賀 秀樹(新任)



最後に、第1回理事会で決定された新体制および新任役員の紹介、退任される役員の挨拶がありました。

2023 年度消費者月間講演会開催！

6月3日(土)2023年度消費者月間講演会がオルガホール、YouTube ライブで開催され、約70人が参加しました。消費者ネットおかやま 河田英正理事長の開会挨拶後、岡山県消団連幹事 岡山医療生協安延京子さんが進行されました。はじめに岡山県消費生活センター 芦田英厚所長より、消費生活相談は化粧品に関する内容が増加中で、困ったら消費生活センターに相談してとの報告がありました。また、消費者ネットおかやま検討委員会委員 片岡靖隆弁護士より、事業者への差止請求訴訟の経過報告がありました。




(一社)消費者市民社会をつくる会 代表理事 阿南久さんによる講演では、「消費者市民社会の実現をめざして！～“人のつながり”がよりよい社会をつくる！～」と題して、コロナが加速した社会の変化のSDGs報告や、日本のジェンダー平等の現実、少子化・人口減少・くらしのデジタル化による消費者相談状況等、多岐にわたる分野で数値を用いた分かりやすい説明があり、地域コミュニティの分断や人々の孤立と孤独が進む中で、私たちにできることとして地域の見守りやつながりづくり、消費者として

団結し連帯することの大切さを熱くお話しいただきました。「いま困っていることを話せる場をつくると、つながりが増えます。各団体の力をあわせて、もっと心を開いて交流し、学び、行動しましょう。まずは、自身が手をつなぐことです。」と呼びかけられました。阿南さんは、大雨の影響で岡山に来られませんでした。前日に東京を出発したものの、熱海でストップ、一晩中列車で過ごされた上に、当日も新幹線は運休となりました。急遽オンラインでのご講演に感謝申し上げます。

◆差止請求訴訟の経過◆

2022年から引き続き、①株式会社インシップに対する広告表示差止請求訴訟の控訴審、②株式会社GRACEに対する不当勧誘行為差止・予防措置請求訴訟に取り組んでいます。GRACE追加訴訟では、当方の主張が全面的に認められ勝訴しました。不当勧誘行為への差止、予防措置が認められたのは、画期的な判決だと考えています。


相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社インシップ 健康食品 「ノコギリヤシエキス」新聞広告表示 「中高年男性のスッキリしない悩みに」	健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告が、消費者に対し医薬品的な頻尿改善効果効果を表示し、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたることを改善を求め2019/7/12に文書を送りましたが受け取り拒否、その後の事前請求書も受取拒否されたため、広告表示の差止めを求め岡山地方	2020/2/19 岡山地方裁判所提訴 第1回期日 7/28～ 第15回期日 2022/6/21 弁論終結 2022/9/20 判決敗訴 請求棄却 2022/10/3 広島高裁岡山支部に 控訴状提出

<p>「🚗早く降りたくてソワソワ」「🌙何度も…ソワソワ」男性がソワソワしているイラスト表示</p>	<p>裁判所に提訴しましたが、一審では主張を認められませんでした。 2022/10/3に広島高等裁判所岡山支部に控訴状を提出し、控訴審を係争中です。</p>	<p>第1回期日 2023/1/26 第4回弁論準備 6/16 次回 9/8 第5回弁論準備予定</p>
<p>株式会社 GRACE 健康食品 (商品名：麴の贅沢生酵素 FLOR FURORA など) ネット販売事業者</p> <p>判決文はこちら↓</p> 	<p>【1次訴訟】 インターネットの定期購入契約表示で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらない、などの情報提供が複数寄せられました。第4回期日後に、GRACE側がHPの閉鎖を行い問題広告の表示が削除された為、訴えの取り下げを行いました。</p> <p>【追加訴訟】「同社代理人弁護士事務所から約2年前の支払済商品代金の不当請求が届く」という消費者からの情報提供が複数あり、国民生活センターに情報提供請求を行ったところ、全国的に同様の相談が多数寄せられていました。消費者契約法4条1項、12条1項・2項に基づき、2022/3/31に不当請求行為の差止訴訟を追加提起しました。2023/1/20 事業者側代理人が辞任しました。4/18に判決言渡しがあり、勝訴判決を得ました。</p>	<p>契約解除条項使用等差止請求 2021/7/30 提訴 第4回期日 2022/4/13 口頭弁論終了 2022/5/11 訴えの取り下げ</p> <p>【追加訴訟】 不当勧誘行為差止・予防措置請求 2022/3/31 提訴</p> <p>4/18 勝訴判決 !!</p> <p>当方の主張が全面的に認められ勝訴しました。不当勧誘行為への予防措置が認められたのは、画期的な判決だと考えています。</p>

2023 年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
<p>健康美人研究所 株式会社 2021/6/10～</p>	<p>ネット販売シャンプー広告表示について、①販売実態のない価格を比較して表示をすることは有利誤認表示に該当する ②解約方法が消費者に分かりづらく特商法に反する ③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法8条の2に反する と申入書を送付しました。</p> <p>電話オペレーター増員、問い合わせフォームの対応、消費者対応人員強化など、いくつかの改善は見られましたが、初回 1,980 円回数縛りなしとしながら、2回目以降を解約する場合は 9,800 円を要求するなどの実態があり、定期購入の適正表示、アフェリエイト広告の管理などの改善を引き続き求めています。</p>	<p>事業者メール回答あり、対応検討中。</p> <p>9/15 申入書(4)に対し、10/12 回答書が届き、事実調査を行い、2023/7/13 に申入書(5)を送付しました。</p>
<p>株式会社メディビューティ 2020/4/8～ 最初の質問書送付</p>	<p>脱毛サロン LACOCO 運営会社。「全身脱毛月額 3,300 円、初月 0 円 まるごと全身最短 6 か月!」と大きく表示、離れた場所にそれよりも小さく「全身脱毛 6 回プラン [36 回払い] の毎月のお支払額です。総額 118,900 円」と表示があります。景表法 5 条 2 項有利誤認表示に当たると考え、改善を求めて 2023/6/7 改めて申入書を送付しました。6/14 回答書が届き、ページ内で確認できる位置に総額表示を移動し改善した。「初回 0 円」は消費者苦情がないとの内容でした。引き続き対応を検討しています。</p>	<p>対応検討継続中。</p>
<p>ADW 株式会社 (Web サイト KADODE) 2022/3/30～</p>	<p>不用品回収サービス事業 (https://kado-de.jp/ を運営)へ、インターネットの広告画面が「定額プラン」としながら事後に高額請求を行っているとの状況提供がありました。景表法・消契法・特商法へ違反していると判断し、1/23 事前請求書を送付し 2/9 回答がありました。7/14 に具体的な変更内容と委託者通知内容の開示を求め連絡文を送付しました。</p>	<p>対応継続中。</p>

<p>鳥取瓦斯産業株式会社 2021/8/5～</p>	<p>LP ガス供給契約書の違約金条項が消費者に一方向的に不利益な内容があるとの情報提供が消費者から寄せられ、書面開示依頼を行いました。提供書面を検討し、2022年6月に消契法10条違反の改善を求め、申入書を送付しました。</p> <p>事業者7月・9月「連絡書」を受取り、3/16に回答を求める連絡書を送付し、一部改善をするとの回答が6/29に回答が届きました。引き続き対応を検討中です。</p>	<p>対応検討継続中</p>
<p>株式会社 イースプラント 2022/10/24～</p>	<p>ネット接続通信環境提供サービス事業者。電話勧誘で訪問を受けた。料金が安くなると言われたが安くならず解約したところ、違約金の請求を受けた。平均的損害を超えていると考え申入書送付。</p>	<p>事業者回答待ち 継続中</p>
<p>株式会社 Crea 2023/2/7～</p>	<p>SNS 広告を入りに化粧パック特定申込画面まで誘導、初回限定500円としながら実は定期購入で2回目以降3パックが届き約3万円請求の事実が確認できた販売会社に対し、景品表示法上の2重価格表示に当たるとして2/7申入書を送付しました。</p> <p>3/22更に特商法に基づく申入書も送付し、4/12に回答が届きました。該当商品の販売を終了している、誤認を誘う表示の意図はないとの内容です。インターネット販売は現在も残っており、引き続き対応を検討しています。</p>	<p>対応検討、継続中 詳しくはこちら</p> 

河田理事長の私的消費者問題史 (12)

マルチ商法

マルチは、1964年カリフォルニア州で設立されたホリディ・マジック社が、化粧品販売のシステムとして採用したのが最初だと言われています。マルチの特質は、新しい販売者を加入させ、あるいは販売店を上ランクに昇格させることによってリクルート利益が得られるというもので、商品販売利益より、このリクルート利益が大きく、必然的に人を呼び込むことになるために「人狩り商法」とも称されます。この人集めのために「催眠商法」的な手段が用いられるのもその特色の一つです。被害者は、多額の負債を抱えてることになり、誘った友人の喪失、夫婦・家族の不和などの家庭崩壊など悲惨なものとなります。昭和51年5月「訪問販売等に関する法律」(現特定商取引法)によって規制されるようになりましたが、規制の網をくぐりながら、今もその被害は絶えることがない商法です。

初めてマルチ被害が大きく報道され、社会的にも注目されたエンジンオイル添加剤の「白光」マルチ事件において、竹内昭夫東大教授が被害の本質を証言し、昭和55年2月、マルチ商法は不法行為となると判断し、損害賠償を認めました。

その後も、印鑑マルチ、石版画マルチなど被害は絶えることはありませんでしたが、全国的に悲惨な被害をもたらしたベルギーダイヤモンド事件は、大阪地裁判決(大阪地判平4. 3. 27)などマルチについて明確に違法であると判断しました。こうして商品の販売だけでなく「あっせん」形態も規制に含む連鎖販売取引にも規制が拡大される特定商取引法の改正が行われました。禁止ではありませんが、「公正なマルチ」はもはやあり得ないという規制のスタンスです。最近では、WILL, VISIONなどUSBの販売を媒介したマルチ被害が横行しています。

余談ですが、白光マルチ事件の大阪地裁判決に裁判官として関与していたのは、和田弁護士(岡山弁護士会)、原告代理人の中心であったのは故人となった大深弁護士(岡山出身、大阪弁護士会)、この時以来、マルチ被害撲滅運動に立ち上がって今もなお現役で活動している堺次男氏(岡山出身)と岡山つながりであることを紹介いたしておきます。

(弁護士 河田英正)

◆トピックス◆7月20日「消費者市民ネットおきなわ」が、全国で25番目の適格消費者団体に認定されました。